

令和7年3月1日

平芝自治区規約

第 1 章 総 則

第 2 章 隣 組

第 3 章 役 員

第 4 章 会 議

第 5 章 財 務

第 6 章 雑 則

※規約は令和6年12月評議委員会の審議可決資料です。改定部分は(下線)で表示しています。

※細則と規程は令和5年度の評議委員会で改定追加した部分を(下線)で表示しています。

※この規約は令和7年3月16日総会で可決されるまでは(案)です。

第1章 総 則

【名称と構成】

第1条 この自治区は、平芝自治区（以下、「自治区」という）と称し、区域内の住民（以下、「地域住民」という）をもって構成する。

【目 的】

第2条 自治区は、地域住民のふれあいを基礎とし、地域住民の平等の参加と責任により、明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

【運営の基本理念】

第3条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として公正に運営されなければならない。

【事務所】

第4条 自治区の事務所は、平芝町3丁目4番地14平芝区民会館内に置く。

【事 業】

第5条 自治区は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、地域住民並びに諸団体等の意見調整に関すること。
- 2、地域住民の相互扶助並びに福祉に関すること。
- 3、地域住民の生活環境の整備並びに生活安全及び体育、文化の向上に関すること。
- 4、地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
- 5、その他自治区の運営に関すること。

第2章 隣 組

【隣 組】

第6条 自治区に隣組を設ける。

- 1、隣組の区域は、地理的社会条件を考慮し定めるものとするが、概ね15世帯を標準とする。
- 2、ブロック制を設ける。（別表参照）

【組 長】

第7条 隣組に組長を置く。

- 1、組長の任期は、原則として1年とし、隣組内の住民の持ち回りにより就任するものとする。
- 2、組長は隣組内の地域住民の協力を得て、次の事項を処理する。
 - ① 組内の親睦を図る。
 - ② 自治区運営への参画
 - ③ 広報等の回覧、配布。
 - ④ 住民の移動状況の把握及び連絡調整。
 - ⑤ 区費等の徴収。

第3章 役 員

【役 員】

第8条 1、自治区に次の役員を置く。

職 名	定 数	備 考
区 長	1	
副 区 長	1	
会 計	1	
評 議 員	10	(程度)
相 談 役	1	
会計監査	2	

- 2、役員を選考は、選考委員会方式とし、その細部は運営細則で定める。
- 3、役員を選任は、総会の決議による。
- 4、会計監査は、前年度の役員から選出する。

【役員任期】

第9条

- 1、役員任期は原則として2年とする。但し再任をさまたげない。
- 2、役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員の職務】

- 第10条 1、区長は、区務を掌握し自治区を代表する。
- 2、副区長は、区長を補佐し、主として自治区内部の運営を担当する。
区長に事故ありたる時は職務を代行する。
- 3、会計は、自治区の会計事務を掌握する。
- 4、評議員は、区務を審議する。
- 5、事務員は集計、書記の区務を掌握する。
- 6、会計監査は、自治区の会計事務を監査する。

【相談役】

- 第11条 1、必要に応じて、副区長以上の経験者のなかから相談役を設けることができる。相談役は、区長の要請により会議等に出席して意見を述べることができる。

【部の設置等】

- 第12条 1、第5条に定める事業を実施するため、次の部会を設置する。（組織図参照）

（1）総務部

- ・自治区財産、備品等の管理、関係書類の整理保守。
- ・広報等の配布、回覧。
- ・各組長との連絡調整。
- ・その他各部に属さない業務等総務に関する一切の業務。

（2）環境部

- ・自治区内の防疫、清掃、ゴミ減量、道路愛護等の生活環境に関する一切の業務。
- ・指定ごみ袋の斡旋事務環境衛生に関する一切の業務。

（3）防災防犯部

- ・自主防災に関する一切の業務。
- ・交通安全、防犯思想の普及
- ・青少年の健全育成に関する事業等交通防犯に関する一切の業務
- ・防犯灯管理

(4) 体育、文化部

- ・各種ふれあい活動等の体育文化事業
- ・各種同好会等の連絡調整等体育文化に関する一切の業務

(5) 福祉部

- ・敬老会等行事に関すること
- ・社会福祉協議会関係事務等福祉厚生に関する一切の業務

(6) 広報、書記部

- ・自治区だより等の発行
- ・会議、議事録業務

2、各部は地域コミュニティ関係の業務も担当する。

【役員等の手当】

- 第13条 1、自治区は、役員、組長がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため手当を支給しなければならない。
- 2、前項の手当は運営細則で定め、予算決議をうけなければならない。
- 3、事務員を置くことが出来る。待遇等については運営細則で定める。

第4章 会 議

【総会】

- 第14条 1、自治区は最高決議機関として総会を開催する。
- 2、総会は、次の事項を承認または決定する。
- (1) 役員を選出。
 - (2) 事業報告および決算。
 - (3) 事業計画および予算。
 - (4) その他自治区運営の基本方針に関する事項。

【総会招集等】

- 第15条 1、総会は、定例総会と臨時総会の2種類とし、区長がこれを招集する。
- 2、定例総会は、原則として3月に開催するものとし、臨時総会は、必要に応じて随時開催するものとする。
- 3、議決権は、原則として組単位とする。
- 4、総会の議長は、副区長がこれを務める。
- 5、総会は、半数以上の出席により成立する。但し、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。
- 6、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

【役員会】

- 第16条 1、役員会は、第8条の役員会（会計監査を除く）で構成する。
2、定例役員会は、原則として毎月開催するものとし、臨時役員会は、必要の都度区長の招集により開催するものとする。

【組長会】

- 第17条 1、自治区は、総会に次ぐ議決機関として組長会を開催する。
2、組長会は、第8条の役員（会計監査を除く）および組長全員で構成する。
3、組長会は、必要の都度区長の招集により開催するものとする。
4、組長会は、3分の2以上の組長の出席で成立する。（委任状を含む）

【諸団体会議】

- 第18条 1、自治区は、第2条の目的を達成するため、必要に応じて自治区内諸団体会議を開催する。
2、諸団体とは、公共の目的を有する団体であって、自治区が認める団体をいう。
3、諸団体会議は個人、グループ等を含め、その都度必要な出席範囲を区長が決めて召集する。

5章 財 務

【運営経費】

- 第19条 自治区の運営費は、区費およびその他の収入をもってこれに充てる。

【区 費】

- 第20条 1、区費は、1世帯月額700円、事業所は年額15,000円とする。
但し、総会の承認を得て、臨時徴収することができる。なお、特別な理由がある場合は、区長の承認を得て区費を免除することができる。
2、年度途中の転入世帯については、転入の翌月から起算して徴収する。
3、一度納入された区費は、理由の如何を問わず原則返却しない。
4、区費は、5月に1ヶ年分を、組長を通して徴収する。

【会計年度と予算】

- 第21条 自治区の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとし、その予算および決算については、会計年度に承認を得なければならない。

第6章 雑 則

【規約の改廃】

第22条 この規約を改廃する場合は、総会において出席者の3分の2以上（委任状を含む）の同意を必要とする。

【委 任】

第23条 この規約の運用に関して必要な事項は、役員会が細則を定める

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

改訂 平成22年4月1日（第12条1、（2）（3））

改訂 令和7年3月1日から施行する。（第20条1、区費の変更）

平芝自治区運営細則

平芝区民会館施設管理規程

平芝自治区運営細則

(目的)

第1条 この細則は、自治区運営の細部を定めることにより、区民の参加と責任を明確にするために定める。

(役員選挙)

第2条 自治区規約第9条の規定により、次のとおり役員選挙の細則を定める。

- (1) 役員は、役員選挙委員会（以下「委員会」という）により候補者を選考したうえで、総会において信任決議を受けて決定する。
- (2) 役員改選にあたっては、任期満了の3ヶ月前までに評議員からなる委員会を発足させる。
- (3) 委員会は、互選により委員長1名を選任し、その指揮により定足数の候補者を選考する。
- (4) 委員会は、総会の2週間前までに選考を終え、直ちに役員会に報告しなければならない。
- (5) 委員会は、選考にあたっては十分に役員としての職務に耐える者を選考するとともに、事前に候補者の了承をうけるものとし、選考されるものは、相当な理由がなければこれ
- (6) 前号にいう理由とは次の例に準ずる。

(ア) 区長に限りその新任について法律上の規制を受ける場合。

また社会通念に照らして適当でない職としてあらかじめ定められた職にあたる場合。

(イ) 約1ヶ月以上の加療を要する内疾患の回復から半年以上経過していない場合。

(7) 役員の改選にあたっては、委員会は必要に応じて副区長補佐を選考できる。

(役員等の手当)

第3条 自治区規約第13条1に定める役員等の手当は次のとおりとし、3月に支給する。

(1) 区長	年額	840,000	(月額70,000)
(2) 副区長	〃	360,000	(月額30,000)
(3) 会計	〃	360,000	(月額30,000)
(4) 評議員(部長)	〃	35,000	
〃(副部長)	〃	30,000	
(5) 会計監査	〃	10,000	
(6) 相談役	〃	10,000	
(7) 組長(基本7軒迄)	〃	5,000	
			(1軒増毎300円積算。組長報告書に基づく。)
(8) 環境委員	年額	12,000	
(9) 専任委員	〃	12,000	

(自治区事務員)

- 第4条 (1) 自治区規約第13条3に定める有給の事務員は1名とし、その報酬は月額70,000円以内とする。
- (2) 事務員の勤務は週3日とする。(9時より15時)
- (3) 事務員は区長の指示により事務の処理をする。

(組長の役割)

第5条 組長は、自治区の組の代表として次の役割を担当する。

- (1) 組内の統括をし、諸問題の処理について区長と連絡をする。
- (2) 区費その他の徴収金を徴収する。
- (3) 組内の人員を把握し、その異動を届ける。
- (4) 各種回覧、配布等を行なう。
- (5) 環境美化活動の清掃責任者となる。
- (6) 組内の意見・要望等を提案する。
- (7) その他区長の指示する事項の実施をする。
- (8) 隣組として組内から組長を選出できない組(賃貸アパートに限る)は家主を組長とするか、組長代行を管理会社から出すことができる。
- (9) 上記の条件の中で組長代行で隣組になった組は準隣組と見なし第7条(慶弔規定)は適用しないが、第5条(組長の役割)の(4)(5)についても適用しない。

(帳簿等の整理保管)

第6条

(1) 自治区の公式帳簿として次の書類等を整理する。

帳簿等の名称	整理保管責任者	保管年数
自治区規約	区長	永年
区民台帳(世帯表)	〃	永年
予算決算監査報告書	会計	10年
総会議事録	区長	10年
集会場建物負担金規定	会計	永年
施設等管理規則	〃	〃
運営細則	副区長	〃
役員会会議録	区長	5年
行事資料	評議員各部長	〃

(2) 整理保管責任者は交代の際に必ず後任者に全部を引き継ぐものとする。

(3) 書類は専門の書類箱をもって管理しなければならない。

(慶弔規定)

第7条 自治区における慶弔等については次の例により対処する。

(1) 区民の告別式には区を代表して区長が参列する。

役員 弔慰金 10,000 円 生花1基

区民 弔慰金 5,000 円 生花1基

(2) 自治区役員が傷病等により、休務及び入院(15日以上)した時は見舞金を呈する。

(3) 自治区行政行事において傷病入院(10日以上)した時は見舞金を呈する。

(4) 大火、水害の被災に対し見舞金を給す。金額についてはその都度役員会で協議決定する。

(5) お祝い金及び敬老会記念品については次の例により対処する。

新生児お祝い金 3,000 円

入学お祝い金 3,000 円

敬老会記念品 3,000 円相当の品

高齢者お年玉 2,000 円

(6) ここに定めのない事項については役員会で協議する。

付則

この細則は平成14年4月1日より実施する。

改定 令和6年4月1日(組長の役割・慶弔規定の追加と事務員報酬・勤務時間の変更)

平芝区民会館施設管理規程

(趣旨)

第1条 この規定は下記の施設の維持管理および利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

施設の名称	平芝自治区 区民会館
所在地	豊田市平芝町3-4-14
概要	鉄骨2階建

(区民会館利用許可)

第2条 区民会館の利用許可基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 原則として区民会館は、自治区の公務、または各種団体がその目的に沿った活動に使用されるものとする。
 - (2) 営利または、その他の目的で使用しようとする者は、区長又は管理委員の許可を受けなければならない。
- 2 区民会館を利用しようとする区民は、第4条・第2号の場合を除き、事前に許可をうけるものとする。
 - 3 区民が葬儀時の食事場に利用しようとする場合は、他の申込みに優先して使用できるものとする。
 - 4 区民が特別な事情により葬儀利用する場合は、役員会で協議決定する。
 - 5 自治区が緊急に使用する必要が生じた場合は、許可の取り消しをできるものとする。

(区民会館利用料)

第3条 区民会館の利用料を別表のとおりとし、申込み時に前納しなければならない、ただし区民の場合は後納も認めることができる。

- 2 利用料は、第7条に定める特別会計の収入とする。

(区民会館利用料の減免)

第4条 下記の場合は、区民会館の利用料を減免することが出来る。

- (1) 自治区の公務に利用する場合。
- (2) 区内登録団体が、役員会の許可を受けた年間計画に従って使用する場合。
- (3) その他、区長が必要と認めた場合。

(区民会館利用者の義務と責任)

- 第5条 許可を受けた使用申請者は、使用時間を厳守し使用終了時には、整理整頓、清掃、戸締り、火災予防の処置を十分にし区長または、各管理委員の点検を受けるものとする
- 2 区民会館を利用する場合は、区民会館公道に駐車してはならない。

(区民会館備品、計器類の管理)

- 第6条 区民会館の机等の備品は、区長及び管理委員の許可を受けて貸し出しをするものとする。

(施設維持管理特別会計)

- 第7条 自治区施設の内、区民会館ならびに放送施設の修繕費を確保し、その機能を維持するため各年度自治区予算の5%程度を施設維持管理特別会計に(1)か(2)のいずれかの方法で計上するものとする。
- (1) 毎年度一般会計から施設維持管理特別会計に計上するものとする。
- (2) 一般会計に一時的(5年程度)に留め置き、200~300万円の定期預金にまとめてから特別会計に計上する。
- 2 役員会が必要と認めた場合は、前項の特別会計から他の施設等の維持管理費と細則第7条(4)に規定する大火、水害の被災に対し見舞金を支出できるものとする。

(台帳等の整備)

- 第8条 自治区施設の管理に万全を期するため、下記の台帳を整備し永久保存しなければならない。
- ・ 区民会館建設管理記録台帳
 - 建築確認書
 - 設計書
 - 工事写真集
 - ・ 防犯灯管理台帳
 - ・ 備品、計器、什器類等台帳
 - ・ 放送施設管理台帳
 - ・ 工事請負契約書
 - ・ 補助金交付通知書

第9条 (既定の改廃、補足)

この改廃は、役員会の決議によらなければならない。

- 2 この規程にないものは、役員会においてそのつど協議して決定する。

付則 この規程は平成3年12月7日より実施する。

(改定)令和6年4月1日第7条(2)追加と集会所の記載部分を区民会館に読み替え

施設等管理規定別表

会館使用料

使用者	使用施設	終日
自治区民	2階大ホール	500円
	和室（南）20畳	無料
	和室（北）16畳	無料
自治区民外 非営利目的	2階大ホール	1,000円
	和室（南）20畳	500円
	和室（北）16畳	500円

* 営利目的の使用者には原則使用を許可しません